

会報

社団法人
消費税期限内納付
推進運動

(発行所) 社団法人 柏法人会
〒277-0023 船橋中央1-1-1
☎ 04-7163-3393
FAX 04-7166-6629
(発行人) 会長 森 和夫
(編集) 広 隆 委員 会 雄
(編集責任者) 広報委員長 漢 田 秀雄
(印刷所) 広報委員 中央印刷 雄

■URL <http://www.kashiwahoujinkai.or.jp> ■E-mail kasiwa-h@basil.ocn.ne.jp

説明会

平成23年度下期日程決まる
決算期別法人・新設法人

ヤンバルクイナ



財団法人山階鳥類研究所

平成23年度会員増強運動始まる

会員数/千葉県40,167社 柏法人会4,285社 (平成23年8月末日)

■表紙解説

財団法人山階鳥類研究所
山階鳥類研究所は、1942年(昭和17年)に設立された鳥の研究機関で、創立者にも後継の山階方雄で、当初、東京渋谷の南子館にありましたが、1984年(昭和59年)に千葉県我孫子市に移転しました。
当研究所では絶滅危惧種のアホウドリやヤンバルクイナなど、希少種の保護に役立ち研究を行っています。また研究などによって野鳥の渡り経路や寿命を知るための「鳥類調査金」(パシフィック)や、鳥インフルエンザにかかわる調査も環境省等の委託で行っています。所属する図書や鳥類標本は、鳥類の研究に不可欠な基礎資料であり、なかには地球上からいなくなってしまった絶滅鳥の標本や、19世紀の博物学者が遺した貴重なものもあります。
当研究所では今後とも地道な基礎データの収集に立脚しながら、鳥類の保全にはげ、鳥類にも人間にも優しい地球環境の保全に貢献したいと考えています。研究や活動を支えてくださる賛助会員・ご寄附を広く募集していますので、ウェブサイト <http://www.kashiwahoujinkai.or.jp> をご覧いただくか、左記までお問い合わせください。
〒270-0201 千葉県我孫子市高野15-1
財団法人山階鳥類研究所 事務局
電話 04-7166-1010
E-mail kashiwa@kashiwahoujinkai.or.jp

柏法人会会員

- ・法人税確定申告書「別表1」に貼付する法人会の会員シールは裏表紙に印刷されています。
- ・e-Taxご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に(社)柏法人会と入力して下さい。

裁判に勝つための一番大切なポイント！

Q 裁判に勝つための一番大切なポイントは何か。

A 弁護士として多数の裁判を行った経験からしますと、裁判に勝つ一番大切なポイントは「証拠」です。民事裁判は双方の主張を比べて裁判所が最終的な判断をするものです。裁判所は証拠があるかどうかを極めて重視します。ここで大切なポイントはどのような証拠が重視されるかということです。以下にいくつかポイントをまとめました。

① 裁判所は書類を極めて重視する！

裁判所では、契約書やその他の書類があると、原則として書類通りの出来事があったのだらうと判断します。トラブルにならないと思いい契約書を作成しなかったために後日証拠がなく苦労することはよくあります。契約書・請求書・領収書等の書類を1つ1つきちんと作成することが重要です。裁判所は書類を極めて重視します。

② 裁判所は第三者の証言を重視する！

裁判所は、裁判の当事者が言っていることを残念ながらあまり信用しません。お互いの言っていることが違うから裁判になっているからです。では、裁判所は誰の言っていることを信用するのでしょうか？

裁判所が重視するのは、利害関係のない中立な第三者の証言です。例えば、交通事故の裁判であれば、交通事故をたまたま目撃していた中立な第三者の証言があれば、原則として、第三者の証言通りの判決がなされると言ってもよい位です。

③ 裁判所は専門家の証言を重視する！

例えば、医療裁判の場合、裁判所が信用するのは、当事者でない医師が述べた意見です。建築裁判の場合、裁判所が信用するのは、当事者ではない一級建築士やその他の建築のプロが述べた意見です。裁判所は法律の専門家ですが、各分野全てについての専門家というわけではありません。裁判所は、専門家の意見を尊重しますので、裁判になった場合には専門家の助けを借りることが重要です。

④ 録音したデータも証拠になる！

よくあるご質問に、「ICレコーダーやテープで録音したデータも証拠になるか」というご質問があります。民事裁判の場合、このような録音データも証拠となります。発言内容を録音しておけば書類と同様の重要な証拠になります。自分がいる場所での録音や、自分が話している電話内容の録音は証拠となりますので、積極的に録音することにより証拠を集めることが重要です。ただし、自分がいない場所の会話を遠隔操作等で録音する（いわゆる盗聴）は、犯罪となってしまうことがありますし、証拠としての価値を否定されることもありますので絶対にしてはいけません。

⑤ 自分の主張内容を記録する！

送付した郵便物の内容及び到達日を証明するためには内容証明郵便という郵便局の制度があります。特定の書類が特定の日に存在したことは公証役場で確定日付を取得することにより証明できます。メール・写真等も自分の主張内容の裏付けとして重要な証拠となります。自分の主張内容や自分の発言内容を証拠化したいときには様々な角度からの検討が必要です。

以上のように、裁判で勝つポイントとなる証拠には検討すべき重要な事項がたくさんあります。自分が有利になる証拠を積極的に残すことにより、取引先との間でトラブルになった場合でも早期に有利な解決をすることが可能になります。後日の紛争を防止し、経営を安定させるためにも、証拠や書類をきちんと準備することを習慣にすることをお勧めします。

当事務所では、柏法人会の会員の皆様を対象とした無料相談を行っております。ご相談の際には当事務所まで直接ご連絡下さい。（当事務所に直接のご連絡の際は法人会会員である旨をお伝え下さい。）

■弁護士法人よつば総合法律事務所

千葉県柏市柏一丁目5番10号 水戸屋宅番館ビル4階 弁護士大澤一郎

電話受付時間 平日9時から18時 事務所HP <http://www.yotsubasougou.jp/>